

震災対策農業水利施設 整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班		
		市町村等	所管課係	②農村整備課 防災対策班	

趣 旨

地震による被災の影響が大きい農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設の整備を実施することにより災害の未然防止を図る。

事業の内容

(1) 耐震性点検・調査計画事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定

(2) 耐震化整備事業

大規模地震発生のおそれのある地域において、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農業水利施設を策定

事業実施主体

都道府県または市町村

採 択 基 準

1 耐震性点検・調査計画事業

(1) 次のいずれかに該当する地域であること。

- ア. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域
- イ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づく地震防災対策推進地域
- ウ. 過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

(2) 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）にあっては受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上、農業用ため池を除く頭首工、樋門、用排水機場、水路等の農業水利施設にあっては受益面積30ha以上であること。

2 耐震化整備事業

(1) 1の(1)アからウまでのいずれかに該当する地域であること。

(2) 耐震化対策整備計画が策定されている事業であって、次の要件を満たすこと。

ア. 耐震対策ため池整備工事

大規模な地震等の発生に伴う決壊により湛水被害等が生ずるおそれのある農業用ため池の変更又は新設並びにこれと併せ行うため池の廃止及び附帯施設の整備

(ア) 大規模事業

受益面積70haかつかんがい受益面積40ha以上または受益面積7ha以上、かんがい受益面積2ha以上かつ農外想定被害額3億円以上

(イ) 小規模事業

受益面積7haかつかんがい受益面積2ha以上

イ. 震災対策用排水施設整備工事

大規模な地震等の発生に伴う決壊により湛水被害等が生ずるおそれのある頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

(ア) 大規模事業

受益面積400ha以上

(イ) 小規模事業

受益面積30ha以上

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	調査事業・整備事業(大規模)	未定	未定	未定	
	調査事業・整備事業(小規模)	未定	未定	未定	